

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部を改正する件

甲第10号証

○厚生労働省告示第四号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第三号）の施行に伴い、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第一項第十五号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和二年厚生労働省告示第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年一月七日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十
一号）附則第一条の二第一項の規定により新型コロナウィルス感染
症（同項に規定する新型コロナウィルス感染症をいう。）を同法第
二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフ
ルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号
）第十一條第一項第十五号の規定を適用する場合においては、同号
に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及
び第十四号に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千
平方メートルを超えないものとする。

改 正 前

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十
一号）附則第一条の二第一項の規定により新型コロナウィルス感染
症（同項に規定する新型コロナウィルス感染症をいう。）を同法第
二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして新型インフ
ルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号
）第十一條第一項第十四号の規定を適用する場合においては、同号
に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号及び第十一号
に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号及び第十一号
に掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メート
ルを超えないものとする。